

介護保険〔要介護・要支援認定〕申請書の申請日について

介護保険の適正な運用のため、下記の点に御留意ください。

記

1. 新規申請について（介護保険法第 27 条第 1 項、第 32 条第 1 項）

- ・申請日は行政庁の窓口へ提出する日とします。
- ・郵送の際は、市役所（木田庁舎）、各区総合事務所、南北出張所の窓口へ到着した日を申請日とします。

2. 更新申請について（介護保険法第 28 条第 2 項、第 33 条第 2 項）

- ・認定有効期間満了日の 60 日前から要介護認定の更新申請をすることができます。
- ・認定有効期間満了日の 60 日前が閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）の場合は、翌開庁日から申請をすることができます。
- ・郵送の際は、市役所（木田庁舎）、各区総合事務所、南北出張所の窓口へ到着した日を申請日とします。
- ・更新申請をしないで、有効期間が過ぎた場合は、改めて新規申請として受け付けます。有効期間満了後から新規申請日までの間は、介護保険の対象となりません。

※ただし、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由が無くなつた日から一月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができます。

（介護保険法第 28 条第 3 項）

◆更新申請の前倒し預かり

[概要]

更新申請は、認定有効期間満了日の 60 日前から満了日までの間に申請することができますが、ほとんどの申請は 60 日前とその直後に集中します。このため、更新申請が可能となる日付の 1 週間前（土日含む）から申請書を預かり、60 日前を申請日とする取り扱いを行っています。

3. 変更申請・介護申請について（介護保険法第 29 条第 1 項、第 33 条の 2 第 1 項）

- ・申請日は行政庁の窓口へ提出する日とします。
- ・郵送の際は、市役所（木田庁舎）、各区総合事務所、南北出張所の窓口へ到着した日を申請日とします。

◆各月 1 日付け変更申請・介護申請の前倒し預かり

[概要]

変更申請と介護申請の申請日を「各月 1 日付け」としたい場合、更新申請の前倒し預かりと同様に申請書をあらかじめお預かりします。

[流れ]

各月 1 日が閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）であっても、その日を申請日として取り扱います。この場合、申請書は申請日の 3 日前（3 日前が閉庁日の場合はその前日）から受け付けます。

[注意事項]

認定有効期間満了日の 61 日前を申請日とする変更申請・介護申請は、却下されてもみなし更新にならないことに注意してください。

【参 照】

『行政手続法』

（申請に対する審査、応答）

第 7 条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

『民 法』

（隔地者に対する意思表示）

第九十七条

- 1 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。